

定例会の回数に関する条例

○洞爺湖町議会の定例会の回数に関する条例

平成18年3月27日

条例第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第102条第2項の規定に基づく洞爺湖町議会の定例会の回数は、年4回とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年3月27日から施行する。
(平成18年の洞爺湖町議会定例会の回数の特例)
- 2 本則の規定にかかわらず、平成18年の洞爺湖町議会定例会の回数は、3回とする。